

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例29号）第4条の規定に基づき、平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成30年8月8日

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任命等及び職員数に関する状況

(1) 任命・任命解除者数の状況

ア 新規任命者数の状況（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

一般職員 9人（関係市町村からの派遣による。）

イ 任命解除者数の状況（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

一般職員 9人（関係市町村からの派遣期間満了による。）

(2) 職員数の状況（平成29年4月1日現在）

27人（地方自治法第252条の17による派遣）

(3) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
人数(人)		1	2	5	6	3	4	1	5
構成比(%)		3.70	7.41	18.52	22.22	11.11	14.82	3.70	18.52

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成29年度	千円 747,012	千円 74,425	千円 1,220	% 0.16

※1 人件費の内訳は、議員報酬・連合長報酬・各種委員等報酬となります。

※2 市町村派遣職員の人件費は、派遣元の市町村から支給され、広域連合が年2回（10月、4月）人件費負担金として派遣元に支出しています。（平成29年度人件費負担金 202,595千円）

(2) 給与の状況

区 分	職員数	給 与			
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計
平成 29年度	27人	千円 104,097	千円 16,025	千円 43,075	千円 163,197

※ 給与等については、派遣元の市町村で支出しています。

平均給料月額及び平均年齢（平成29年4月1日現在）

平均給料月額	321,287円
平均年齢	41.19歳

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時00分	12時15分～13時00分	38時間45分

(2) 休日

1. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
2. 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

・職員の年次有給休暇使用状況

平成29年平均取得日数・・・15.00日

取得状況は、平成29年4月1日～平成30年3月31日での状況です。

・特別休暇等の状況

「派遣職員の取扱いに関する協定書」により、派遣元の関係規程を適用しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成29年度においては、処分はありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

延べ 34件（25.50日）

(2) 営利企業等への従事の状況

平成29年度においては、営利企業への従事の該当はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

《システム運用等研修》

期 日	場 所	概 要
平成 29 年 5 月 15 日 ～19 日	T K P ガーデンシテ ィ竹橋 東京都千代田区一ツ 橋 1-2-2 住友商事竹 橋ビル 2F	後期高齢者医療広域連合電算処理システム運 用等新任担当者研修会 標準システム運用並びに賦課・収納・資格・ 給付業務について等
平成 30 年 2 月 2 日	新大阪丸ビル別館 大阪府大阪市東淀川 区東中島 1-18-22 新 大阪丸ビル 10 階	後期高齢者医療広域連合電算処理システム概 要等説明会 制度改正や番号制度対応状況、標準システム の機器更改対応について等

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣職員であるため該当はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

健康診断等の厚生に関する事項については、派遣元において実施しています。

(2) 公務災害の状況

平成 29 年度においては、実績はありません。

(3) 利益の保護の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求

平成 29 年度においては、措置要求事案はありません。

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 29 年度においては、不服申立て事案はありません。

※地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 46 条又は第 49 条の 2 の規定に基づき、公平委員会に
対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。